

令和7年度霧島市民会館前広場整備事業 公募仕様書

1 業務内容

- (1) 霧島市民会館前広場（以下「本広場」という。）にある既存工作物の撤去及び破棄
- (2) 新たな高質空間形成施設の整備
- (3) 竣工図の作成
- (4) 本広場の運営・維持管理体制の構築

2 業務場所 霧島市 国分中央三丁目 地内

3 提案にあたっての与件 ※実施要領の一部を再掲

国土交通省が2025年5月に公表した「成熟社会の共感都市再生ビジョン（参考1）」の中で示す「余白を楽しむパブリックライフの浸透」の方向性を重視しつつ、「国分中央地区エリアビジョン（参考2）」及び「国分中央エリア戦略ガイドブック（参考3）」、「令和5年度トライアルパーク報告書（参考4）」を考慮した上で、下記の事項を踏まえて提案すること。

なお、行政財産使用許可制度を用いた民設民営の便益施設の設置も可能であることから、配置箇所のみならず民間のアイデアや活力を導入した持続可能な広場の運営手法についても提案すること。

- (1) 地域住民及び企業、団体等が積極的に関わることができる施設設置等のアイデアや仕組み及び愛着を持ち続けることができる全体デザイン
- (2) 円滑な広場管理及び経費縮減を可能とする工夫やアイデア
- (3) その他、独自の提案

4 整備内容（高質空間形成施設）

- (1) 植栽・緑化施設（中低木、天然芝、雨庭）
- (2) 給電施設（屋外電源、照明施設）
- (3) 給排水施設（便益施設までの上下水道管、雨水側溝）
- (4) ストリートファニチャー（防災機能を持つベンチなど）
- (5) その他（透水性の高い舗装材）

5 高質空間形成施設の整備に関する条件

【条件①】利活用しやすいレイアウト

- ・中心市街地のパブリックスペースであることを鑑み、日常の中で誰もが気軽に運動や文

化活動を楽しむことができるなど、多様な活動を創出するスペースを確保すること。

- ・平日や休日、時間帯など様々なシーンに応じた広場の使い方（ゾーニング）を提案するとともに、新たに整備する高質空間形成施設（植栽・緑化施設、給電施設、給排水施設など）を適切な場所に、適度な数量を配置すること。

【条件②】歩行者の動線確保

- ・本広場の周辺には、用途の異なる施設が多くあることから、本広場への来訪者のみならず、誰もが各施設へ通行しやすいユニバーサルデザインを考慮した歩行者動線を確保すること。
- ・ウォーカブル政策の概念に基づき、「歩ける」だけでなく「自然と歩きたくなる」・「過ごしたくなる」ことを重視したプレイス（滞在）としての通路を整備すること。

【条件③】平常時から利用できる防災機能の付加

- ・本広場周辺エリアは、ハザードマップにおいて洪水浸水想定区域となっており、度々浸水被害が生じることから、雨庭などのグリーンインフラや、透水性を持つ舗装材などのグレーインフラの整備により大雨時の雨水流出抑制を図ること。
- ・非常時のみならず、防災訓練やイベント、普段でも利用可能なかまどベンチなどを整備すること。

【条件④】本広場の新しい運営手法の提案

- ・整備後の運営拠点となる民設民営の飲食店や売店等の便益施設を設置するとともに、今後の維持管理を踏まえた上で、できる限りの植栽や緑化施設の導入を図ること。
- ・地域住民及び企業、団体等が積極的に関わることができる施設運営のアイデアや仕組みを取り込み、愛着を持ち続けることができる運営計画を提案すること。

【条件⑤】社会課題に対応するための整備・運営方法の提案

- ・条件①～④の他、防災性の向上や生物多様性の確保、脱炭素化等を通じた環境負荷の低減、地域資源の保全・活用を通じた地域固有の文化の振興など、社会課題の解決の一助となる整備内容や運営手法について、幅広く提案すること。

6 契約期間 契約日から令和9年2月19日（金）まで

7 費用 63,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

8 地域経済への貢献

下請け業者等については、可能な限り霧島市内業者を選定すること。

9 機密の保持及び個人情報の保護

(1) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、「霧島市個人情報保護条例」を遵守すること。

10 その他

(1) 業務の実施にあたっては、関係法令を厳守し、安全管理を十分に行い、周辺施設の利用者の安全を第一とすること。

(2) 事業の実施にあたっては、着手前に施工計画書を霧島市へ提出すること。

(3) 現場から発生する建設副産物等については関係法令に基づき適正に処分すること。

(4) 業務の実施に際して疑義が生じた場合は、速やかに霧島市と協議し、指示に従うこと。

(5) 契約後、本仕様の内容を変更する必要が生じた場合は、速やかに霧島市と協議のうえ、了承を得ること。